

別 紙

第3条第7号の補助事業について、市社協が締結すべき損害保険会社等（以下「保険会社」という。）との保険契約内容を次のとおりとする。

1 定義

この別紙において、次に掲げる用語は、それぞれ（1）（2）に定めるところによる。

（1）こども食堂等

こども支援ネットワーク事業により、市社協が実施する「地域こども支援ネットワーク事業」に団体登録するこども食堂等こどもの居場所を運営する団体をいう。（ネットワーク事業に登録する団体を支援する中間支援組織を除く。また、市が直営で実施する事業、委託により実施する事業、補助・助成により実施する事業のうち、大阪市が加入する大阪市民活動保険制度適用事業は除く。）

（2）市民ボランティア

（1）に定めるこども食堂等に、無償（費用弁償程度の支給は無償の範囲を含む。）かつ自発的に事業主体の一員として活動参加する運営者及び市民（市外居住者を含む。）をいう。ただし、これには観客、見物人等は含まない。

2 所管

市社協は保険契約に基づき、次に掲げる事務を担うものとする。

- （1）保険契約に関する保険会社との折衝、こども食堂等との調整等の事務
- （2）事故報告の受付等の事務
- （3）その他保険契約に関して必要な事務

3 保険期間

保険期間は毎年4月1日から1年間とする。

4 保険対象事故

保険契約の対象となる事故は、次に掲げるとおりとする。

- （1）損害賠償責任事故・生産物賠償事故
- （2）傷害事故

5 補償内容

保険契約の保険・補償内容については、次のとおりとする。

- （1）損害賠償責任事故、生産物賠償事故
 - 身体賠償 1名1億円、1事故5億円（限度額）
 - 財物賠償 1事故1億円（限度額）
 - 保管物賠償 1保険契約期間 500万円（限度額）

※ 市民ボランティアが、「地域こども支援ネットワーク事業」へ団体登録しているこども食堂等のボランティアに参加し、活動中の過失により当該事業の参加

者または第三者の生命、身体、財物又は保管物に損害を与え、かつ、被害者から損害賠償を求められ、法律上の損害賠償責任を負う事故を補償すること

- ※ 上記にかかわらず次に掲げる事故、損害は適用除外として構わない。
 - ア 市民ボランティアの故意によるもの
 - イ 戦争、変乱、暴動、労働争議等の政治的又は社会的騒じょうによるもの
 - ウ 地震、噴火又は津波等の天災によるもの
 - エ 市民ボランティアが占有、使用、又は管理をする車両によるもの
 - オ 施設の建設、改築、改造又は修理等の工事によるもの
 - カ 市民ボランティアの同居の親族に対するもの

(2) 傷害事故

- 死亡 1名 500万円
- 後遺障害 1名 15万～500万円
- 入院 1日 3,000円(事故日から180日以内かつ180日限度)
- 通院 1日 2,000円(事故日から180日以内かつ90日限度)

- ※ 市民ボランティアが、「地域こども支援ネットワーク事業」に団体登録しているこども食堂等のボランティアに参加し、活動中の急激かつ偶然な外来の事故により死亡又は負傷した事故を補償すること。また、活動場所と市民ボランティアの住所との通常経路による移動中の事故及び熱中症・細菌性食中毒を含むこと

- ※ 上記にかかわらず次に掲げる事故は適用除外として構わない。
 - ア 市民ボランティアの故意によるもの
 - イ 戦争、変乱、暴動、労働争議等の政治的又は社会的騒じょうによるもの
 - ウ 地震、噴火又は津波等の天災によるもの
 - エ 市民ボランティアの自殺行為、犯罪行為又は闘争行為によるもの
 - オ 市民ボランティアの無資格運転又は酒酔い運転によるもの
 - カ 脳疾患、疾病又は心神喪失によるもの
 - キ 他覚症状のない頸部症候群（いわゆる「むち打ち症」）又は腰痛を引き起こしたもの
 - ク 公務災害補償の適用を受けるもの

6 その他

対象活動者名簿は事前登録不要方式とし、精算については、確定精算不要方式とする。